

6 産業廃棄物

6.1 産業廃棄物の処理手数料

6.2 受け入れた産業廃棄物の扱いについて

6.1 産業廃棄物の処理手数料

市町村 事務組合	産業廃棄物処理手数料					備考
	徴収の有無	料金設定	規定	徴収方法	料金	
さいたま市	○	a	さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	従量制	170円/10kg × 1.08	
熊谷市	○	a	条例	従量制	10kg/200円	
所沢市	○	b	条例	従量制	240円/10kg	紙くず(PCBが塗布されたものを除く。)、木くず(工作物の除去に伴って生じたものを除く。)、繊維くずのみ受入を行っている。
飯能市	○	b	条例	従量制	200円/10kg	
春日部市	○	b	条例	従量制	不燃 210円/10kg	
羽生市	○	a	条例	従量制	200円/10kg	
上尾市	○	a	条例	従量制	230円/10kg	
桶川市	○	a	条例	従量制	170円/10kg	
幸手市	○	b	条例	従量制	110円/10kg	
日高市	○	b	条例	従量制	240円/10kg	
川島町	○	b	条例	重量制	200円/10kg	
吉見町	○	a			200円/10kg	埼玉中部環境保全組合で徴収
蓮田白岡衛生組合	○	a	条例	従量制	250円/10kg	消費税を乗じ得た額に10円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てるものとする。
秩父広域広域市町村圏組合	○	a	秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例	従量制	100kgまで1200円、100kgを超えた時は10kgごとに120円加算	
埼玉中部環境保全組合	○	a	条例	従量制	200円/10kg	

料金設定 a:あわせ産廃独自
b:事業系一廃と同じ

6.2 受け入れた産業廃棄物の扱いについて

市町村 組合	再委託の有無
桶川市	○

※再委託の有無 ○あり ×なし